

# 出雲崎町 住宅取得費支援制度

支援制度	内容	対象者	窓口	備考
新生活支援金	<p>町が販売する住宅用地を取得した転入世帯に対し、新生活支援金を支給します。</p> <p>一区画につき一世帯一回限りとし、支給額は100万円です。</p>	<p>次のいずれかに該当する転入世帯の方</p> <p>① 転入した日において夫または妻のいずれかが40歳以下の夫婦(転入した夫婦に限る。)がいる世帯</p> <p>② 新たに転入する中学生以下の者がいる世帯</p> <p>上記該当者で次の①、②、③の全てに該当する方</p> <p>① 世帯員のいずれかの者が、町が販売する住宅用地を定める期日までに取得すること。</p> <p>② 転入世帯員が、住宅用地を取得した日から3年以内に住宅の建築に着手すること。</p> <p>③ 住宅用地を取得した日から4年以内に町に定住することを確約し、町の住民となること。</p>	建設課	
スーパー住まい取得補助金	<p>住宅取得する子育て・若年者、出雲崎に定住を希望する転入者に経費の一部を補助します。</p> <p>最大120万円です。</p> <p>※支援制度には住所要件、年齢、世帯要件等があります。</p> <p>※新生活支援金及び新定住支援金を併用する場合は最大60万円。</p>	<p>定住することを目的とした住宅を取得する方で、次の①、②、③全てに該当する方</p> <p>① 補助対象となる方が、当該住宅に5年を超えて居住すること。</p> <p>② 補助対象となる方とその世帯員の全員について、出雲崎町に納付すべき公租公課、料金等及び使用料等に滞納がないこと。転入世帯の方は、転入前の市町村税に滞納がないこと。</p> <p>③ 住宅用火災警報器を住宅の適切な場所に設置済み、又は施工と同時に設置すること。</p>	建設課	

# 出雲崎町 住宅取得費支援制度

支援制度	内容	対象者	窓口	備考
家づくり利子補給金	<p>町の特定住宅事業を活用し、金融機関から融資を受け、町内業者により住宅を建築等する者に対し融資に係る利子の一部を補給する制度です。</p> <p>この制度の趣旨に賛同する金融機関の5年・10年等の固定金利住宅ローン商品で、借り入れる方ごとの設定金利から更に0.2%を差し引いて優遇実行します。</p> <p>利子補給金を交付する期間は、金融機関の固定金利適用の最長10年間となります。</p>	<p>次の(1)、(2)、(3)の全てに該当すること</p> <p>(1)次の①～③のいずれかに該当する方が、この事業に賛同する金融機関の町内支店等から融資を受けること。</p> <p>①出雲崎町が分譲する宅地において住宅を建築するもの。</p> <p>②新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金交付要綱に定める事業を実施するもの。</p> <p>③出雲崎町新定住支援金支給に関する条例に定める住宅の建築、購入又はリフォームを実施するもの</p> <p>(2)町内に主たる事務所を有し、住宅関連事業を営む法人若しくは個人との契約により施工されること。</p> <p>(3)出雲崎町に納付すべき公租公課、料金及び使用料等を滞納していないこと。</p>	建設課	<p>融資取扱金融機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柏崎信用金庫 出雲崎支店</li> <li>・ 新潟大栄信用組合 出雲崎支店</li> <li>・ 新潟県漁業協同組合連合会 本店</li> <li>・ 越後さんとう農業協同組合 出雲崎支店</li> </ul>
新定住支援金	<p>特定の町営住宅に入居する転入世帯が、町内において住宅を取得して定住する場合に新定住支援金を支給します。</p> <p><b>【支給額】</b></p> <p>&lt;石井町住宅、ひまわりハウスおよび川西ひまわりハウス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般住宅取得者</li> </ul> <p>住宅の建設、購入又はその他町長が別に定める費用の合計額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数を切り捨てる。)と100万円とのいずれか少ない額を支給します。</p>	<p>特定の町営住宅に入居している転入世帯の世帯員。</p> <p>&lt;石井町住宅、ひまわりハウスおよび川西ひまわりハウス&gt;</p> <p>町内の住宅を取得した者で、町に定住することを確約して町営住宅を退去し、当該取得した住宅に居住したもの</p>	建設課	